

ギャンブル等依存症対策推進本部会合（第1回）  
議事要旨

1 日時

平成30年10月19日（金）9：40～9：55

2 場所

官邸4階大会議室

3 出席者

菅内閣官房長官、宮腰国務大臣、根本厚生労働大臣、麻生内閣府特命担当大臣（金融）、石井国土交通大臣、世耕経済産業大臣、吉川農林水産大臣、石田総務大臣、山本国家公安委員会委員長、柴山文部科学大臣、山下法務大臣、西村内閣官房副長官、左藤内閣府副大臣、杉田内閣官房副長官、和泉内閣総理大臣補佐官、古谷内閣官房副長官補

4 議事内容

- 副本部長である宮腰国務大臣の議事により、資料1「ギャンブル等依存症対策推進本部の運営について」及び資料2「ギャンブル等依存症対策推進本部幹事会の開催について」を案のとおり本部決定した。
  
- 次に、宮腰国務大臣より、資料3に沿って、今後の進め方について説明があった。
  
- 次に、各省庁における現在の取組状況及び今後の取組に関して、以下の発言があった。

（宮腰国務大臣）

- ・ ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をできるだけ少なくすることが、ギャンブル等依存症対策推進担当大臣としてはもちろん、消費者担当大臣としても重要な課題である。
- ・ これまでも、消費者向けの注意喚起を行い、ギャンブル等依存症対策に取り組む消費生活相談員向けの研修の実施を支援するなど、消費者庁としても依存症対策に積極的に取り組んできた。
- ・ 今後も、来年5月の啓発週間に向け、特に若者向けの啓発資料を遅くとも年度内に作成するなど、関係省庁と連携して、更なる取組強化を図っていく。

- ・ いずれにしても、私はギャンブル等依存症対策に係る総合調整も担当しているため、今後、関係閣僚の協力を得ながら、基本計画の立案を着実に進めていきたい。

(根本厚生労働大臣)

- ・ 厚生労働省では、私を本部長とする依存症対策推進本部を平成28年12月に設置し、部局横断的にギャンブル等依存症を含む、総合的な依存症対策に、取り組んでいる。
- ・ 具体的には、アルコール・薬物・ギャンブル等それぞれの依存症の方やそのご家族が地域で必要な相談や医療を受けられるよう、
  - ① 全国の都道府県・政令指定都市における相談拠点や専門医療機関、治療拠点機関の体制整備
  - ② 依存症の問題に取り組む民間団体への支援等に取り組んできており、ギャンブル等依存症対策基本法の成立を受け、取組の充実を図ることとしている。
- ・ 引き続き、ギャンブル等依存症対策基本法の趣旨を踏まえ、自助グループ等民間団体や地方自治体等の関係機関との連携を密にしつつ、関係省庁と共に必要な取組を進めていきたい。

(吉川農林水産大臣)

- ・ 競馬におけるギャンブル等依存症対策については、これまでも、
  - ① 相談窓口の整備や、
  - ② 本人及び家族からの申告によるインターネット投票のアクセス制限等の対策を講じてきた。また、今月からは、家族申告による競馬場等への入場制限の措置を開始している。
- ・ 今般、ギャンブル等依存症対策基本法が施行されたことを踏まえ、引き続き、関係省庁と連携しつつ、各般の対策をしっかりと講ずるとともに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定に当たっては、その検討に積極的かつ主体的に参画する所存である。

(世耕経済産業大臣)

- ・ これまでに、競輪及びオートレースの各競技場等での相談体制の充実、顧客本人からの申告による各競技場へのアクセス制限の実施等、関係団体や主催自治体への指導を通じて、昨年8月の閣僚会議決定に基づき、着実にギャンブル等依存症対策を実施してきている。

- ・ 最近では、今年4月から、臨床心理士がカウンセリングを行う「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」を開設し、相談受付を行っている。
- ・ また、顧客本人のみならず家族からの申告に基づくアクセス制限も、まず4月からインターネット投票において、今月からは各競技場で開始した。
- ・ 経済産業省としては、引き続き、関係府省とも連携しつつ、ギャンブル等依存症対策が着実に実施されるよう関係団体等を指導するとともに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定に向けた検討へ積極的に参画していく。

(石井国土交通大臣)

- ・ モーターボート競走においても、徹底したギャンブル等依存症対策を構築するため、施行者である地方公共団体及び関係団体とともに取組を進めてきた。
- ・ 具体的には、競走場等における相談窓口や24時間無料相談コールセンターの設置、インターネット投票におけるアクセス制限等の対策を講じている。
- ・ また、競走場等における入場制限については、昨年7月から本人申告による制限を開始し、更に、本年10月には、家族申告による制限を開始した。
- ・ 国土交通省としては、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定に向け、関係府省庁と連携を図りながら積極的かつ主体的に参画するとともに、引き続き、実効性ある対策を実施するため、取組を強化していく。

(山本国家公安委員会委員長)

- ・ 警察においては、昨年8月に取りまとめられた「ギャンブル等依存症対策の強化について」等を踏まえ、ぱちんこへの依存を防止するため、出玉規制を強化するとともに、営業所の管理者の業務として依存防止対策を義務付けるなどの対策を推進している。
- ・ また、業界団体に対しても依存防止対策の指導等を行っており、業界においては、問題を抱える人への相談対応等の取組が実施されている。
- ・ 今般、ギャンブル等依存症対策基本法が施行されたことも踏まえ、引き続き、関係省庁と連携しながら、ぱちんこへの依存防止対策をしっかりと進めていく。

(石田総務大臣)

- ・ 総務省は、各公営競技法に基づき、地方財政の健全化を図る観点から施行団体の指定を行っている。
- ・ 総務省としても、公営競技所管各省をはじめ関係省庁と連携して、必要な

対策強化に協力していく。

(柴山文部科学大臣)

- ・ 子供たちが成長し大人になった際、ギャンブル等に依存せず、自立的かつ健康的に生きていくことができるよう、教育を進めることが重要である。
- ・ このため、平成29年度末に公示された新高等学校学習指導要領の保健体育において、新たに精神疾患を取り上げるとともに、同解説において、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症を記載したところであり、これらを踏まえた指導の充実を図っていく。さらに、学校教育における効果的な普及啓発を推進するため、本年度、教師用の指導参考資料の作成に取り組んでいる。
- ・ また、学校教育に限らず、青少年やその保護者等を対象とした地域における依存症予防教室の開催の支援などにも引き続き取り組んでいく。

(麻生内閣府特命担当大臣（金融）)

- ・ 金融庁としては、
  - ① ギャンブル等依存症患者が早期に必要な相談や治療を受けることができるよう、財務局や都道府県の「多重債務相談窓口」と、ギャンブル等依存症対策の専門機関との連携を図るほか、
  - ② 浪費のくせがある本人などから申告があった場合に、銀行業においては今年度中、貸金業においては今年度4月から開始している、新規の貸付を制限する「貸付自粛制度」の整備・運用を促すなど、ギャンブル等依存症対策にしっかり取り組んでいきたい。

(山下法務大臣)

- ・ 法務省としては、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、ギャンブル等依存症対策に積極的に取り組んでいく。
- ・ 例えば、法務省が所管する日本司法支援センター、通称法テラスにおいては、多重債務などの法的問題を抱えた方に対する相談支援や各種支援機関・団体との連携強化を推進していく。
- ・ また、刑事施設においては、ギャンブル等依存の問題を有する受刑者に対し、適切な金銭管理や、就労や円滑な人間関係を維持するための指導など、必要な処遇を行っているが、今後とも、問題を有する受刑者の処遇の充実策について検討していく。
- ・ その他、ギャンブル等依存を背景とする犯罪に対する適切な法の適用など、ギャンブル等依存症対策推進に向け、法務省として取り得る施策の実現に全力を尽くしていく。

- 最後に、本部長である菅内閣官房長官より、以下の発言があった。
  - ・ 先の通常国会で成立したギャンブル等依存症対策基本法に基づき、国は基本計画を策定し、対策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められている。
  - ・ 具体的には、
    - ・ 本人や家族の申告に基づく利用制限等を通じ、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥らないようにすること
    - ・ 居住する地域に関わらずその状態に応じた適切な医療を受けられるようにすること等が重要だと考えている。
  - ・ 加えて、基本法の附帯決議が、関係事業者に対し依存症の予防等に可能な限り配慮するよう求めていること等も十分に踏まえる必要がある。
  - ・ 関係省庁においては、基本法で5月14日から20日と定められたギャンブル等依存症問題啓発週間に知識の普及啓発に徹底的に取り組めるよう、今から準備を開始されたい。この啓発週間に間に合うよう、基本計画を策定したい。
  - ・ ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会を構築するため、政府一体となって取組を推進していく。関係省庁においては、従前にも増して、より積極的に取り組んでいただきたい。

以 上